

出前サービスをご検討されている飲食店の皆様へ



出前館 初期登録手数料 (期間限定) 無料キャンペーン

新型コロナウイルス感染症の影響で、デリバリー需要が高まる中、新たにデリバリーを行う飲食店の皆様を応援するため、京都市内の飲食店を対象に、「出前館」を利用するために必要な初期登録に係る手数料（2万円）を無料とします（7月末まで）！

初期登録手数料 通常**2万円** → **無料**

★配達代行手数料も、通常30%が23%に割引中（10月末まで）
（自前で配達される場合、配達代行手数料はかかりません。）

対象
飲食店

京都市内に住所地のある飲食店

※飲食店営業の許可を得ていることが条件となります。

初期登録手数料
無料対象期間

令和2年**5月20**日（水）～ 令和2年**7月31**日（金）

登録方法

(1) 出前館ホームページ、左側にある「出前館に出店する」をクリックし、「出店資料ダウンロード/出店希望フォーム」にアクセス

⇒ <https://demaecan.com/inquiry/branchShop/input/>

出店資料ダウンロード
出店希望フォーム

(2) 出店希望フォームに必要事項を記載



(3) 出前館から案内メールが届き、案内に基づいて登録

(4) 出前館の審査後、登録が完了

その他

6月上旬から1カ月程度、京都市と連携して、以下のキャンペーンの実施を検討中です。決定次第、お知らせします。

- ・1,000円以上の注文で注文者に500円分のポイント還元（市・出前館負担）
- ・飲食店が負担する「出前館」サービス利用料10%を免除（市負担）

※現在、このキャンペーンの実施を含む京都市の補正予算案について、令和2年度5月市会で審議中です。

本件に関する問い合わせ先：京都市産業観光局 産業企画室（075-222-3308）

問合せ先

出前館のお問い合わせフォームにてお問い合わせください。

⇒ <https://demaecan.com/inquiry/contact/input/>



Q & A 出前館 初期登録手数料無料キャンペーン

Q1 出前館とは、どのようなサービスですか？

「出前館」は自宅やオフィスで食事をする際にスマートフォンやパソコンから料理を注文できる便利な出前サービスです（株式会社出前館が運営）。利用者は、弁当・和食・寿司・洋食・中華・カレー・ハンバーガー・デザートなど、幅広いジャンルの出前サービス店舗から、メニューや現時点でのお届けまでの待ち時間等の情報を見て、注文することができ、注文してからお届けまで最短20分を実現しています。（出前館HP <https://demaecan.com/>）



★自前の配達手段（バイク等）で配達される場合も同サービスはご利用できます。

★お届け予定時刻の15分～20分前にお店にピックアップに伺います（お店に伺う前にアプリでお知らせします）

配達するバイクや自転車には保温保冷バックが設置されていますが、保冷が必要な飲食物については、保冷剤を準備していただく必要があります。

Q2 初期登録手数料の無料、配達代行手数料が23%になるとはどういうことですか？

新規で出前館に登録する場合、通常、初期登録手数料としてかかる2万円が無料になります。また、配達代行手数料が通常であれば30%ですが、10月末までは23%となり、デリバリーに取り組む飲食店を応援します。

初期登録手数料	20,000円	→ 無料！※7月末まで（出前館負担）
配達代行手数料 ※自前で配達される場合はかかりません。	商品代金（税抜）の30%	→ 23%！※10月末まで（出前館負担）
出前館サービス利用料	商品代金（税抜）の10%	→ ※6月から、出前館サービス利用料10%を免除するキャンペーンを7月まで実施予定 ※京都市の補正予算案が審議のため、決定次第お知らせします。

※クレジットカード決済の場合は、手数料（税込み注文金額に応じて最大3%）がかかります。

Q3 出前館を利用するに当たり、必要な機材はありますか？

タブレット（iPad・Android端末、スマートフォンは不可）とお店のインターネット環境（Wi-Fi）が必要です。タブレットについては、自前で準備していただくか、準備できない場合は、出前館から貸し出すことも可能です。（SIM無：月額800円/ SIM有：月額2,000円）

Q4 配達員の新型コロナウイルス感染症対策等の衛生管理は十分ですか？

衛生管理マニュアルに基づき、配達員には、検温、マスク着用、入社時の手洗い、うがい等を義務づけており、衛生管理対策を徹底しています。

※詳しくはこちら（https://corporate.demaecan.com/pr/news/demaekan/post_500.html）

< 飲食店従業員へのサポートも実施！ >

新型コロナウイルス感染症により休業／営業縮小を余儀なくされている飲食店で働く従業員（アルバイト）の短期的な雇用確保を図る取組「飲食店向け緊急雇用シェア」を積極的に実施します。

【実施期間】令和2年5月20日（水）～同年5月31日（日）※緊急事態宣言の状況を鑑み、変更する可能性があります。

※詳しくはこちら（https://corporate.demaecan.com/pr/news/demaekan/post_512.html）

緊急雇用シェア
問い合わせフォーム

